

令和4年10月から

# 短時間勤務職員への地方公務員共済制度の適用拡大について

これまで協会けんぽの健康保険に加入していた短時間勤務職員の方々は、次の条件を満たした場合、令和4年10月1日から当組合の組合員として、短期給付・福祉事業の適用を受けることができるようになります。このような方々を「短期組合員」といいます。

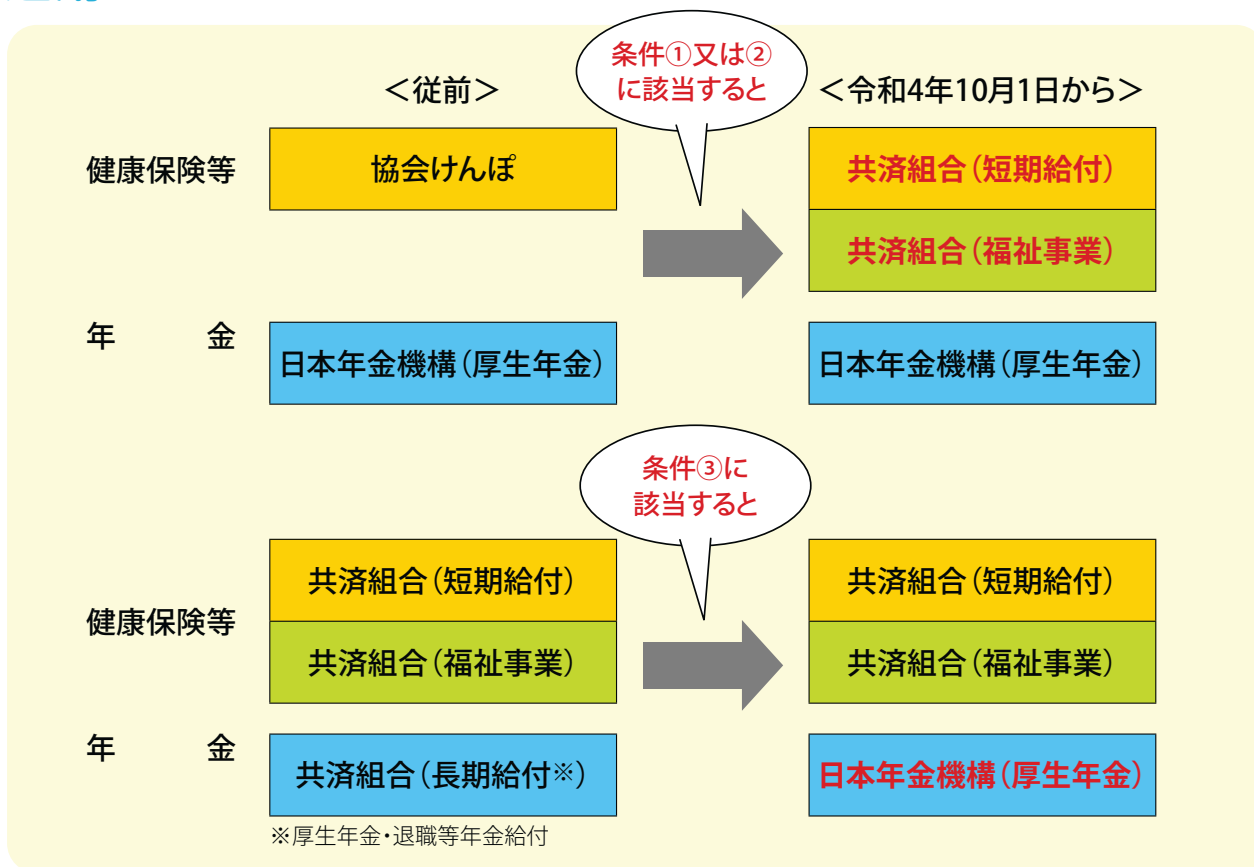
**条件①** 1週間の勤務時間及び1か月の勤務日数が常時雇用者の4分の3以上となる短時間勤務職員  
又は

**条件②** 条件①に該当しない短時間労働者のうち、週勤務時間20時間以上、2か月を超えて使用される見込み、報酬月額8万8千円以上、非学生の要件を満たす短時間勤務職員  
又は

**条件③** 2か月を超えて使用される見込みのある臨時に使用される者（※）

※条件③の方は、今までは当組合の組合員（短期給付・福祉事業・長期給付が適用）となっていましたが、令和4年10月1からは長期給付が適用除外となり、短期給付・福祉事業のみが適用になります（長期給付については、日本年金機構において厚生年金が適用になります。）。

## ●適用イメージ



## ●「短期組合員」となられた短時間勤務職員の皆様へ

警察共済組合は、地方公務員等共済組合法に基づいて設立された法人で、組合員とその被扶養者、OBの生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに公務の能率的運営にも貢献している組織です。本部と全国49の支部（警察庁、皇宮警察、警視庁及び道府県警察本部内）で構成し、各種事業を運営しています。

## ●短期給付・福祉事業の適用について

短期組合員の皆様に適用される短期給付及び福祉事業の主な内容は次のとおりです。  
詳細は、皆様が所属している当組合各支部の担当者までお問い合わせください。

<b>短期給付</b>	病気、ケガ、死亡、災害等に関する給付として、法定給付のほか、共済組合独自の附加給付を受給することができます。	
<b>福祉事業</b>	<b>保健事業</b>	心身の健康保持増進や疾病予防のための支援活動等を目的とした事業(特定健康診査・特定保健指導等)のほか、健康づくり事業(ベネフィット・ステーション)として宿泊施設利用の助成や介護関連の補助等を受けることができます。
	<b>貸付事業</b>	生活に必要な資金(車の取得費用、教育資金など)を任期の範囲内で弁済することを条件として借りることができます。(※一部の貸付種別が利用できない場合があります。)
	<b>物資事業</b>	生活に役立つ商品をかいものカタログ(通信販売)で購入することができます。(※月賦払いの場合は、任期の範囲内で弁済することを条件とするご利用になります。)
	<b>制度保険事業</b>	全国の警察職員のスケールメリットを活かした割安な保険にご加入いただくことができます(※加入要件を満たす必要があるため、一部の職員の方にはご加入いただけない場合があります。)

上記のほか、福祉事業の宿泊事業では、当組合の直営の宿泊保養施設がお得な組合員料金で利用できます。